

こんなことでお困りでは？



就労先へ自分の特性
について上手く伝え
られない

上司・同僚との
関わり方が心配



長く働きたいけど
障害のことで続け
られるか不安

そこで
就労定着支援めでい
に相談

あなたと就労先とで問題解決が出来るよう
サポートします!!

お問い合わせは

TEL&FAX

028-666-6699



双葉事務所

〒321-0164 宇都宮市双葉1-13-38

就労定着支援事業所「めでい」

TEL&FAX 028-666-6699

アクセス



JR宇都宮駅からのルート

※2025(令和7)年4月1日現在のルート

JR宇都宮駅出発

徒歩2分

JR宇都宮西口
(11番ホーム)乗車
※主な行先[31]総合運動公園西

双葉町バス停 降車

徒歩4分

双葉事務所到着

東武宇都宮駅からのルート

※2025(令和7)年4月1日現在のルート

東武宇都宮駅出発

徒歩1分

東武宇都宮西口
(1番ホーム)乗車
※主な行先[31]西川田東(江曾島)

双葉町バス停 降車

徒歩4分

双葉事務所到着

働くひとに、続けるための新しい支援を。

就労定着支援事業所 めでい



働く

WORKING



支える

SUPPORT

続ける

UPWARD



就労定着支援事業所とは

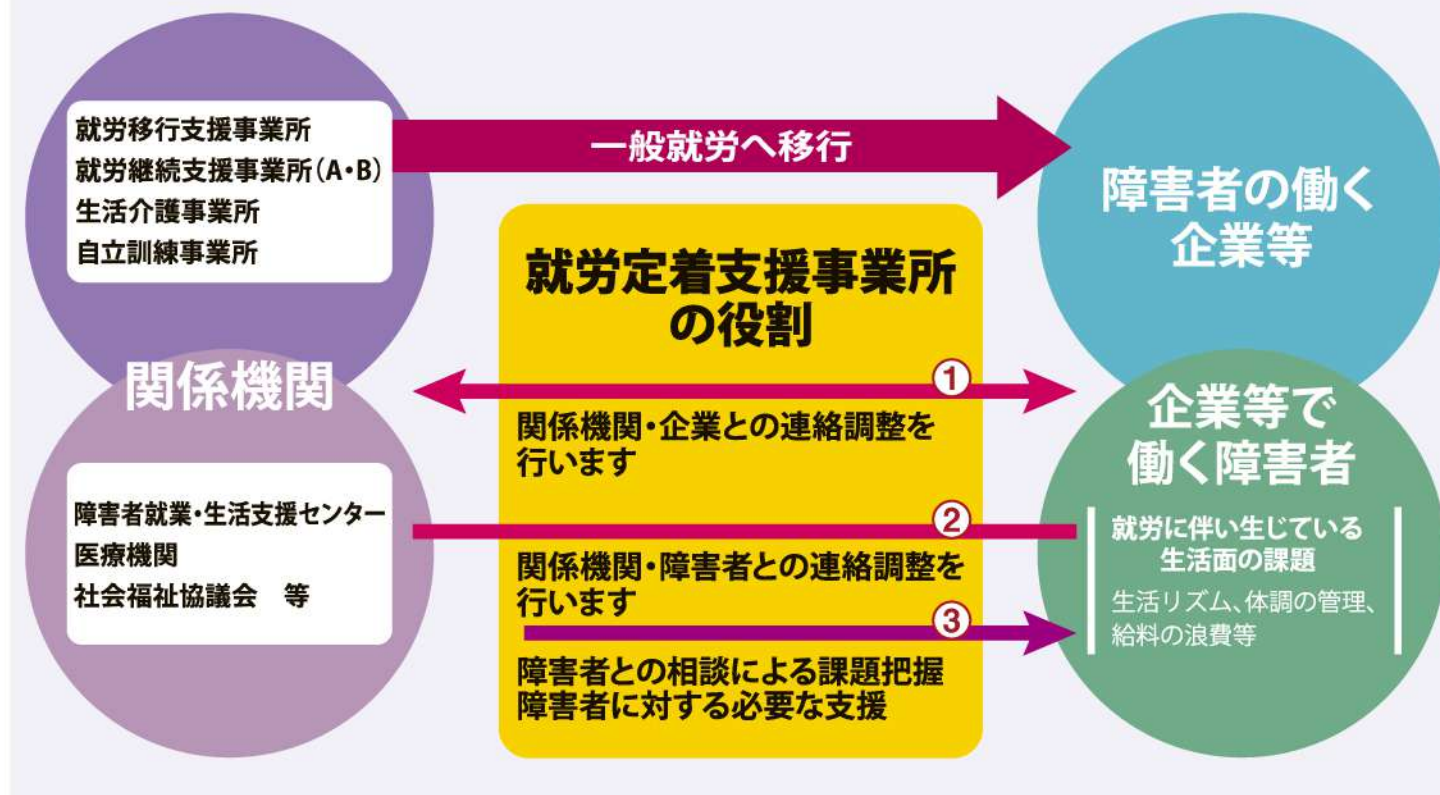
生活介護、自立訓練、就労移行または就労継続支援の福祉サービスを利用した後、一般企業に雇用され、就労移行支援等の職場定着支援の義務である6か月が過ぎた後も安定して働き続けるために、企業、福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労したことで生じた生活面の課題解決に向けて必要な支援を行います。

ご利用できる方

生活介護、自立訓練、就労移行又は就労継続支援の福祉サービスの利用を経て一般就労へ移行して6ヶ月経過した方です。

サービスの利用期間

1年ごとに支給決定期間を更新し、最長3年間となります。



支援の内容

毎月1回以上の面談を通じ、職業生活上の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

雇用する事業主に対しては、月1回以上の訪問により障害特性について理解を促し、特性に応じた適切な雇用管理ノウハウを付与するという支援 も行います。

ただし、障害を開示せずに就職した場合にはこの制度は使えません。